



内 容 (テーマ)	<b>「いなべ産品使用宣言店」 平成25年度(前期)募集スタート</b>		
日 時 (時期)	<b>平成25年6月3日～9月30日</b>		
場 所	<b>いなべ市役所 藤原庁舎 獣害・ブランド対策室にて随時受付</b>		
市長出席の有無	有	・	無
特 記 事 項	<p>いなべで採れた農作物等（いなべ産品）を積極的に使用・販売することを宣言する飲食店等を「いなべ産品使用宣言店」として登録しています。本制度は県内で初めての取り組みで、昨年度（51店舗を登録）に続き2度目の募集になります。</p> <p>【募集期間】 6月3日～9月30日  【登録対象】 飲食店、宿泊施設、加工食品販売店、農産物直売所、小売店  【取組内容】</p> <p>○登録店舗（飲食店等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供されたのぼりとステッカー等を利用して、積極的にいなべ産品を使用していることをPRする</li> <li>・提供されたメニューボードに、どのメニューにどのいなべ産品が使用されているかを明記する</li> </ul> <p>○市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページなどで宣言店を紹介することで、その取り組みを応援  HP ⇒ <a href="http://www.city.inabe.mie.jp/pages/3462_0.html">http://www.city.inabe.mie.jp/pages/3462_0.html</a></li> </ul> <p>本制度により、いなべを訪れた人をはじめ、いなべのものを安心して食べたい人はのぼりやホームページで確認して、お店に入ることができる。登録された飲食店等には、秋に行う交付式にて登録証及びPR資材を交付。</p>		
担当課係名 電話番号	農林商工部 獣害・ブランド対策室 0594-46-6060		
記者説明の有・無	有（場所	日時	）・ 無